

消費者庁
任期付職員の募集について

消費者庁においては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁消費者安全課事故調査室課長補佐）

2. 職務内容

消費者庁消費者安全課では、消費者被害の拡大や同種類似事故の被害発生を防止するために、消費者安全法の規定により、関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を行い、被害の発生・拡大防止を図るほか、消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故に関する措置に関すること、食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること等を所掌事務としています。

消費者安全課に置かれた事故調査室は、生命・身体に関する消費者事故等の原因究明を行う「消費者安全調査委員会」による事故調査の支援を行います。

今回募集する職員は、課長補佐として、消費者安全調査委員会が行う事故調査及び他の行政機関による事故調査結果の評価を支援します。主に、消費者庁が入手した生命身体事故等に関する情報解析、事故等原因調査等の申出に関する業務、事故調査報告書等の作成支援、関係省庁との調整その他関係する業務を行います。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

次のいずれかの職歴を有すること

ア 工学・理学・医学等、製品安全に関連する分野において、研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が18年以上あること。

イ 消費者問題に関連のある分野（行政学、社会学、心理学、教育学等）又は事故調査に関連する分野において、研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が18年以上あること。

ウ 企業における勤務経験及びこれと同程度の社会人経験の合計が18年以上あるこ

と。ただし、このうち3年は、製品安全、消費者問題又は事故調査に関連する分野の業務に従事した経験を有すること。

エ 法曹資格を有し、3年以上の実務経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

平成30年1月以降1年間（任期は応相談、更新もあり得ます）

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

10. 勤務地

消費者庁消費者安全課事故調査室（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階）

1 1. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書 (市販の用紙で可、写真添付)

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。)

※「内閣府事務官(消費者庁消費者安全課事故調査室課長補佐)」志望と必ず明記すること。

イ) 志望理由 (A4横書き、2,000字以内)

ウ) 職務経歴書 (これまでに従事したことがある職務の内容を具体的に記述したものの、A4横書き)

※研究経験がある者は上記に加え研究業績(著書・論文等、A4横書き)を添付することが望ましい。

※応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成29年9月22日

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後2週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

1 3. 連絡先

(業務内容) 消費者庁消費者安全課事故調査室

電話 03-3507-9127 (直通)

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152 (直通)